

【負担割合 2割】

特別養護老人ホーム長期入所料金表(多床室)

長期入園の場合の1日あたりの介護サービス費は、ご利用者の介護度による基本単位数に10,27円を乗じて算出します。1ヶ月の介護サービス費はこの1日あたりの金額に日数を乗じて算出します。そのうちの8割が介護保険から支給されるため、残りの2割がご利用者の自己負担額となります。

入院・外泊時におきまして部屋を確保している場合には、居住費は徴収させていただきます。また、負担限度額対象者の方は、7日目からの居住費は全額負担となります。

令和4年10月1日より

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護報酬単位 (1日あたり)	573 単位	641 単位	712 単位	780 単位	847 単位
介護サービス費 (1日あたり)	約 5,884 円	約 6,583 円	約 7,312 円	約 8,010 円	約 8,698 円
1ヶ月の 介護サービス費 (×30日)	約 176,520 円	約 197,490 円	約 219,360 円	約 240,300 円	約 260,940 円
① 自己負担額 (1ヶ月あたり)	約 35,304 円	約 39,498 円	約 43,872 円	約 48,060 円	約 52,188 円
② 食費 (日額1,590円) ×30日	47,700 円	47,700 円	47,700 円	47,700 円	47,700 円
③ 居住費 (日額860円) ×30日	25,800 円	25,800 円	25,800 円	25,800 円	25,800 円
④ 日常生活継続支 援加算	1ヶ月分 約 2214 円 (介護報酬単位 1日36単位369円)				
⑤ 科学的介護 推進体制加算Ⅱ	1ヶ月分 約 102 円 (介護報酬単位 1月 50単位 513円)				
⑥ 個別機能訓練 加算Ⅰ・Ⅱ	1ヶ月分 約 779 円 (介護報酬単位 (Ⅰ) 1日 12単位 123円 (Ⅱ) 1月 20単位 205円)				
⑦ 看護体制加算 Ⅰ・Ⅱ	1ヶ月分 約 738 円 (介護報酬単位 1日 12単位 123円)				
⑧ 口腔衛生 管理加算Ⅱ	1ヶ月分 約 225 円 (介護報酬単位 (Ⅱ) 1月 110単位 1129円)				
⑨ 夜勤職員配置 加算Ⅲ	1ヶ月分 約 984 円 (介護報酬単位 1日 16単位 164円)				
⑩ 介護職員処遇改 善加算 ((1)+(4)+ ⑤+⑥+⑦+⑧+ ⑨) *8.3%	1か月分	1か月分	1か月分	1か月分	1か月分
	約 3,349 円	約 3,697 円	約 4,060 円	約 4,407 円	約 4,750 円
⑪ 介護職員等特定 処遇改善加算 (1)+(4)+(5)+(6)+ ⑦+⑧+⑨) *2.7%	1か月分	1か月分	1か月分	1か月分	1か月分
	約 1,089 円	約 1,203 円	約 1,321 円	約 1,434 円	約 1,545 円
⑫ 介護職員等ベ ースアップ等支 援加算 ((1)+(4)+(5)+ ⑥+⑦+⑧+⑨) *1.6%	1ヶ月分	1ヶ月分	1ヶ月分	1ヶ月分	1ヶ月分
	約 646 円	約 713 円	約 783 円	約 850 円	約 916 円
1ヶ月あたりの 自己負担合計額 (1)+(2)+(3)+(4)+(5)+ ⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+ ⑫)	約 118,930 円	約 123,652 円	約 128,577 円	約 133,293 円	約 137,941 円

《 加算算定要件 》

④日常生活継続支援加算Ⅰ・算定要件

- 次の(1)から(3)までのいずれかを満たすこと
 - 算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入園者の総数のうち、要介護状態区分が要介護4又は要介護5の者の占める割合が70%以上であること
 - 算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入園者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症である者の占める割合が65%以上であること
 - 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が入園者の15%以上であること
- 入園者数が6又はその端数を増すごとに、介護福祉士を1以上配置している

⑤科学的介護推進体制加算(Ⅱ)・算定要件

- 入所者、利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況などに係る基本的な情報、疾病の状況等の情報を厚生労働省に提出していること
- 必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること

⑥個別機能訓練加算(Ⅰ)・算定要件

- 個別機能訓練開始時の利用者への説明
- 専ら職務に従事する常勤の理学療法士等を1人以上配置
- 利用者が100人超の場合、利用者の数を100で除した数以上配置
- 他職種共同による個別機能訓練計画の作成
- 訓練の効果、実施方法等に対する評価等
- 入所者に対する計画の内容を開始時及び3月ごとに1回以上説明、記録
- 個別機能訓練に関する記録の保管、閲覧への対応

個別機能訓練加算(Ⅱ)・算定要件

- 個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定している利用者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用すること

⑦看護体制加算Ⅰ・算定要件

- 入所定員が51人以上または経過的小規模
- 常勤の看護師を1名以上配置
- 定員、人員基準に適合

看護体制加算Ⅱ・算定要件

- 入所定員が51人以上または経過的小規模
- 看護職員の数常勤換算方法25:1+人員基準配置数+1
- 看護職員との連携による24時間の連絡体制

⑧口腔衛生管理加算(Ⅱ)・算定要件

- 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行う
- 歯科衛生士が、利用者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し具体的な技術的助言及び指導を行う
- 歯科衛生士が、利用者に係る口腔に関し、介護職員からの相談等に必要に応じ対応する
ただし、この場合において、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は算定しない
- 1.2.3.の要件を加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること

⑨夜勤職員配置加算Ⅲ・算定要件

- 介護福祉施設サービス又は旧措置入所者介護福祉施設サービス
- 入所定員が51人以上又は経過的小規模
- 夜勤介護職員、看護職員数が最低基準を1人以上上回っている場合
- 夜勤時間帯を通じて、看護職員または喀痰吸引等の実施ができる介護職員が、最低基準を1人以上上回っている場合
- 登録喀痰吸引等事業者として都道府県に登録していること

⑩介護職員処遇改善加算

- キャリアパス要件を満たしている

⑪介護職員等特定処遇改善加算

- 介護職員処遇改善加算を算定している
- 処遇改善加算の職場環境等要件の中で、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分について1つ以上の取り組みを行っている。

⑫介護職員等ベースアップ等支援加算

- 処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得している事業所